

アーキビスト認証に係る高等教育機関向け個別説明の実施について

当館では、アーカイブズの人材育成に当たって、高等教育機関・アーカイブズ関係機関と連携・協力を図りながら進めてきたところです。

その一環として、「アーキビストの職務基準書」を策定し、それに基づき、令和2年度から、公文書等の管理に関する専門職員に係る強化方策として、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、アーキビスト認証を開始しました。実施初年度では、190名の認証アーキビストが誕生しました。

この認証アーキビストには、評価選別、保存、記録の利用に関する専門的知識や技能、課題解決のための高い調査研究能力、豊富な実務経験の3点の認証要件を求めており、このうち専門的知識や技能については、大学院修士課程における科目修得又は関係機関における研修修了により体系的に修得したことをもって認証の基準に達したとみなしております。

当館としては、今後、新たに大学院修士課程の科目や関係機関の研修が整備され、専門的な知識や技能が修得できる機会が充実していくことを期待しております。

つきましては、この度、大学院修士課程におけるアーキビスト認証に係る科目設置を検討している又は本認証にご興味・ご関心のある高等教育機関担当者のご要望に応じて、本認証の仕組み、具体的な科目内容等について個別にご説明させていただくこととしました。ご希望される場合は以下のお問合せ先までご連絡ください（実施日時、実施方法については要調整）。

以上

〒102-0091

東京都千代田区北の丸公園3番2号

独立行政法人国立公文書館 統括公文書専門官室

アーキビスト認証担当（伊藤・長谷川・中野・細田）

電話 03-4360-3174（担当直通、土日・祝日を除く9:30~17:00）

FAX 03-3212-8809

Email ninsho@archives.go.jp

URL <http://www.archives.go.jp/ninsho/index.html>

アーキビスト認証について

国立公文書館では、公文書等の管理に関する専門職員に係る強化方策として、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、「アーキビスト認証の実施について」（令和2年3月24日、国立公文書館長決定）に基づき、令和2年度からアーキビストの認証を開始することになりました。

○認証アーキビストとは

アーキビスト（Archivist）とは、公文書館をはじめとするアーカイブズ（Archives）において働く専門職員を言います。

アーキビストは、組織において日々作成される膨大な記録の中から、世代を超えて永続的な価値を有する記録を評価選別し、将来にわたっての利用を保証するという極めて重要な役割を担います。アーキビストが存在しない組織では、その時々の方針の考えや不十分な管理体制によって、本来は残されるべき記録が廃棄されるなど、後世に伝えられるべき重要な記録、さらにその記録をもとに記されるはずの歴史が喪われてしまう恐れがあります。

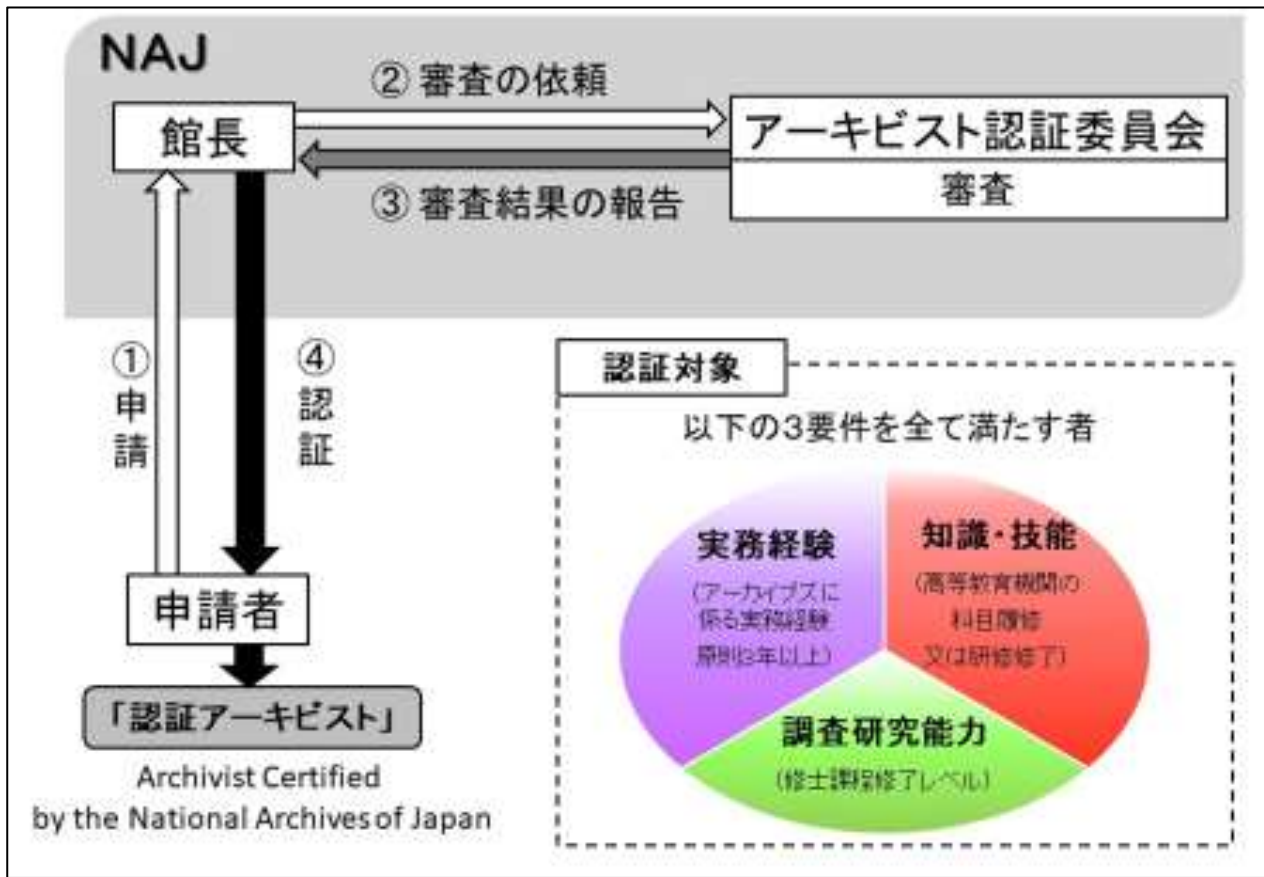
このような重要な役割を担うアーキビストには、高い倫理観とともに、評価選別や保存、さらには時の経過を考慮した記録の利用に関する専門的知識や技能、様々な課題を解決していくための高い調査研究能力、豊富な実務経験が求められます。

(参考)「アーキビストの認証について」<http://www.archives.go.jp/ninsho/index.html>

認証アーキビストの基本的な要件

<p>① 知識・技能</p> <p>アーキビストの使命、倫理と基本姿勢を理解し、職務遂行上基本となる知識・技能が学べる大学院修士課程の科目を修得、または関係機関の研修を修了。</p> 	<p>② 実務経験</p> <p>評価選別・収集などのアーカイブズに関わる実務経験を、原則として3年以上有している。</p> 	<p>③ 調査研究能力</p> <p>修士課程修了レベルの調査研究能力を有している。具体的には、修士課程相当を修了し、アーカイブズに係る調査研究実績が1点以上あることが目安。</p> 
--	---	--

○アーキビスト認証の仕組み



○これまでの取組

平成 26 年		アーキビストの養成に係る検討に着手
平成 29 年	5 月～	アーキビストの職務基準に関する検討会議（計 5 回）開催 （～平成 30 年 12 月）
平成 30 年	12 月	アーキビストの職務基準書の確定
平成 31 年	3 月～	アーキビスト認証準備委員会（計 5 回）開催（～令和 2 年 3 月）
令和元年	11 月	「アーキビスト認証に関する基本的考え方」取りまとめ
令和 2 年	6 月 8 日	アーキビスト認証委員会（第 1 回）開催
	7 月～8 月	全国の公文書館等において申請に係る説明会を実施（全国 19 か所）
	9 月 1 日	令和 2 年度認証アーキビスト申請の受付開始（9 月 30 日まで）
	10 月～12 月	アーキビスト認証委員会での審査
	12 月 4 日	アーキビスト認証委員会から国立公文書館長へ審査結果の報告
	12 月 15 日	申請者に対する合否結果の通知
令和 3 年	1 月 1 日	認証
	1 月 8 日	認証アーキビスト名簿の公表

関係規則

○認証アーキビスト審査規則（令和2年6月3日 国立公文書館長決定）

（認証の要件）

第3条 前条に規定する認証について、職務基準書に示されたアーキビストとしての専門性を有すると認めるのは、次の各号のいずれかの場合とする。

(1) 次に掲げる要件の全てについて、それぞれ次に定める基準に達していると認めるとき。

イ 知識・技能等 職務基準書に示された知識・技能等について、別表1に定める内容の大学院修士課程の科目を修得し、又は同程度と認められる関係機関の研修を修了していること。

（略）

別表1 知識・技能等の内容

・ 基礎的知識 ・ 技能等	<ul style="list-style-type: none">・ アーキビストの使命、倫理と基本姿勢の理解・ 公文書等に係る基本法令の理解・ アーカイブズに関する基本的な理論及び方法論の理解・ 資料保存に関する理解・ デジタル化・電子文書・情報システムに関する知識
専門的知識 ・ 技能等	<ul style="list-style-type: none">・ 公文書等の管理・保存・利用に関する知識・ 所蔵資料及び目録に関する知識・ 情報公開等関係法令に関する知識・ アーカイブズ機関に関する知識・ 保存修復及び保存科学に関する知識・ 海外のアーカイブズに関する知識・ 情報化・デジタル化等に関する知識・ 職務遂行に必要とされる技能・ 職務全体に係るマネジメント能力

（備考）

- 1 単位数は、計12単位を標準とする。
- 2 研修時間数は、計135時間を標準とする。

○認証アーキビスト審査細則（令和2年6月3日 国立公文書館長決定）

（趣旨）

第1条 この細則は、認証アーキビスト審査規則(令和2年6月3日国立公文書館長決定。以下「審査規則」という。)に基づき、詳細な事項を定めるものとする。

（知識・技能等）

第2条 審査規則第3条第1号の「大学院修士課程の科目」とは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）の施行後に実施された次の各号に掲げる大学院修士課程の別表1に定める科目とする。

- (1) 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻
- (2) 大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース
- (3) 島根大学大学院人間社会科学研究科認証アーキビスト養成プログラム
- (4) その他大学院修士課程でアーキビスト認証委員会（以下「委員会」という。）が認めた課程

(略)

別表1 大学院修士課程の科目

大学院名	科目名
学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻	<ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブズ学概論Ⅰ ・アーカイブズ学概論Ⅱ ・アーカイブズ管理演習 ・デジタルアーカイブズ演習 ・アーカイブズ学演習 <p>令和3年3月以前については下記の科目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブズ学理論研究Ⅰ ・アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ ・アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅰ ・アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅱ ・アーカイブズ学演習
大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース	<ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブズ学講義 ・アーカイブズ学演習 ・アーカイブズ・マネジメント論講義 ・情報管理法 ・法政情報処理 ・著作権法
島根大学大学院人間社会科学研究科認証アーキビスト養成プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・情報法制論 ・アーカイブズ管理論特殊講義Ⅰ ・アーカイブズ学理論特殊講義Ⅰ ・アーカイブズ学特殊講義 ・アーカイブズ学特別演習A ・資料保存論
その他大学院修士課程で委員会が認めた課程	委員会が認めた科目